

	<h2>新型コロナウイルス感染症に対する 練馬区方針を改めて決定</h2>
と き	2月3日（水）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、内閣総理大臣は2月2日、東京都を含む10都府県で、緊急事態宣言の期間を3月7日まで延長した。</p> <p>これを受け都知事は同日、新たに日中も含めた都民の外出自粛要請や飲食店等における営業時間の短縮要請等を内容として、緊急事態措置の期間を延長した。</p> <p>区は、緊急事態宣言、緊急事態措置を踏まえ、練馬区方針を改めて決定し、2月8日から3月7日まで対応する。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和3年2月3日付け）

別添のとおり

【基本的な考え方】

- (1) 区民の皆様に、日中を含めた不要不急の外出は控えて頂き、特に午後8時以降は徹底するようお願いする。
- (2) 区内の飲食店等に、営業時間の短縮および業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

【外出自粛の呼びかけ】

- ・防災行政無線を活用した、外出自粛の放送を継続する。
- ・安全・安心パトロールカーによる広報を行う。
- ・区公式ホームページ、ねりま情報メール等で周知する。

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話03-5984-1027